



保高発0821第1号
平成25年8月21日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長

殿

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令
第6条第9号に関する交付基準について

平成25年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「算定省令」という。）第6条第9号の規定による交付基準及び申請額の算定方法等について、別紙「平成25年度特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）」のとおり定めたので、内容について御了知いただくとともに、都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、管内市町村後期高齢者医療主管課（部）（特別区を含む。）に対して周知を図り、適切な対応について御配慮願いたい。なお、主な変更点は下記のとおりであり、事業計画等の提出方法、期限等については追って連絡する。

記

1 「長寿・健康増進事業」の交付対象事業

交付対象事業のうち「先駆的・先進的なもの及び地域の健康課題への取組として新たに又は拡大して実施する事業」について、交付基準額とは別に必要額を交付することがあるとする。

2 「東日本大震災に係る経費」の継続

東日本大震災によって広域連合が行った一部負担金及び保険料の減免措置に要する費用について、引き続き交付対象とする。

3 「柔道整復師の施術の療養費等の適正化」の追加

柔道整復師の施術の療養費に係る被保険者等への調査、周知広報及びこれらに準じて特に必要と認められる療養費適正化に要した費用について、交付対象とする。

4 「生活扶助基準の見直しに伴う一部負担金減免の財政支援」の追加

生活保護法の規定による生活扶助基準について、平成25年8月1日付けで見直しが行われているが、これにより一部負担金減免の財政支援の対象に影響が及ぶことのないよう、算定省令第6条第2号の交付対象でなくなる部分について、財政支援の対象とする。



事務連絡
平成25年 8月21日

各都道府県高齢者医療主管課（部）
各都道府県後期高齢者医療広域連合

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

平成25年度特別調整交付金（算定省令第6条9号）に係る事業実施計画書
（長寿・健康増進事業）の提出等について

標記については、「後期高齢者医療の調整交付額の交付額の算定に関する省令第6条第9号に関する交付基準について」（平成25年8月21日付け保高発0821第1号）により交付基準を通知したところですが、今年度の特別調整交付金の交付額算定のため、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施する長寿・健康増進事業について、事業実施計画書等を別添の様式により作成し、広域連合が取りまとめの上、都道府県に提出していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、広域連合及び各市町村が行う事業について、事業内容等が適切かどうか判断（過去のQ&A等を参照の上、対象外の経費があれば見直し等）していただき、広域連合及び各市町村と調整の上、提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 補助対象事業

広域連合が事業計画を策定し、長年社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりのために積極的に取り組む以下の事業の実施に必要な経費を対象とし、予算の範囲内で助成する。

広域連合が、委託または経費助成を行うことによって市町村等が実施する場合も対象とする。

なお、補助対象事業のうち先駆的・先進的な事業であると認められるもの及び地域の健康課題への取組として新たに又は拡大して実施する事業については、交付基準額（交付基準参照）とは別に必要額を交付することがある。

また、交付基準額を超えて支出している場合には、厚生労働大臣が認めた額を加算して交付することがある。

① 健康教育・健康相談等

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、地域の特性や課題等を踏まえ、健康教育、健康相談、保健指導等を実施する。（被保険者の心身の特性を踏まえた医療と介護の連携を通じた取組を含む。）

（取組の例）

- 認知症予防や口腔機能向上など高齢者の健康課題に関する教室や相談会
- 転倒・骨折予防や筋力向上等を目的とする運動教室
- 健診結果に基づいて実施する重症化予防のための保健指導

② リーフレット等による健康に関する情報の提供

保健師等により、被保険者の心身の特性を踏まえた健康の保持・増進に必要な情報提供

等を実施する。

(取組の例)

- 低栄養の改善や運動の習慣化等の取組を普及するための情報の提供
- 健康診査や健康相談等の実施に関する情報の提供

③ スポーツクラブ、健康施設等の利用助成

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、各種運動施設、健康施設等を利用する場合の費用の助成を実施する。

(取組の例)

- プール等の施設利用料に対する助成
- 運動施設等において開催する健康づくり講座等の受講料に対する助成

④ スポーツ大会、社会参加活動の運営費の助成

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、自治体その他の団体が行うスポーツ大会、社会参加活動等の各種行事等にあたって、運営経費の助成を実施する。

⑤ 人間ドック等の費用助成

疾病の早期発見を目的として、被保険者が人間ドック等を受診した場合の自己負担分を除く費用の助成を実施する。

⑥ 健康診査

被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るために実施する健康診査のうち、一定基準に基づき医師が個別に必要と判断した場合に行う追加項目に係る費用の助成を実施する。

⑦ その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

上記①から⑥まで以外であって、事業の趣旨に沿った取組についても対象とする。

2. 提出書類

① 様式第1(総括表)

様式第2(事業名)

様式第3(H20 人間ドック、H24 健康施設等利用)

} → 広域連合作成

② 別紙様式1

→ 該当する広域連合及び市町村作成

③ 別紙様式2(健康診査)

→ 広域連合作成

※ 提出の際は、様式第1～第3と別紙様式1、2を一つのエクセルファイルにまとめて下さい。

※ 健康診査については、委託または経費助成を行うことによって市町村が実施する場合であっても、別紙様式1を広域連合がとりまとめの上、別紙様式2により提出して下さい(別紙様式1の提出は不要)。様式第1(総括表)についても、広域連合の事業として記載して下さい。

3. 提出期限等

平成25年9月20日(金)

※メールにより担当宛(harada-yuuki99@mhlw.go.jp)に提出して下さい。

4. 留意事項

(1) 対象外とする経費

- ① 他の国庫補助対象経費及び自己負担分
- ② スポーツ大会やイベントにおける参加者に対する物品、記念品・賞品
- ③ 職員の人件費(当該事業に係る臨時職員賃金を除く。)

(2) 交付対象経費の算定

- ① 人間ドックやスポーツ施設等の費用助成の限度額と当該都道府県内の国保等が実施する費用助成の限度額の間で均衡を失することのないよう考慮すること。

- ② 被保険者一人当たりの助成額は、特別調整交付金を活用している趣旨を踏まえ、助成を受けない者との差が過大にならないよう考慮すること。
- ③ スポーツクラブ、健康施設等の利用助成については、入浴施設や宿泊施設等の利用料に対する助成であって健康保持増進効果が明らかでないものを含む場合には、当該経費に対する平成 24 年度交付額を上限とすること。
- ④ スポーツ大会等、後期高齢者医療制度の被保険者以外が参加する場合には、後期高齢者医療制度の被保険者に係る経費のみ計上すること。（明確に分けられない場合は、事業費を被保険者数の割合で按分する等の方法で算出すること。）

(3) 先駆的・先進的な事業等

広域連合が被保険者の健康の保持増進を目的として実施する事業のうち、先駆的・先進的な事業であると認められるもの及び地域の健康課題への取組として新たに又は拡大して実施する事業とする。

なお、助成期間は同一事業に対し最長3年、助成の限度額は各年度1,000万円以内とする。また、助成を受けた広域連合は、事業終了後、結果を取りまとめた報告を厚生労働省保険局高齢者医療課あて提出する。

〈視点の例〉

- ・高齢者の健康課題に関する介護分野との連携
- ・大学や医療機関等との連携による発症や重症化の予防
- ・高齢者自身の主体的な参加を通じた健康増進意識の向上
- ・健康診査結果や医療費等のデータに基づく実証的な取組と効果分析

(照会先・送付先)

厚生労働省保険局高齢者医療課

担 当：田畑・原田

電 話：03-5253-1111（内 3199）

メー ル：harada-yuuki99@mhlw.go.jp